

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

[ホーム](#) > [市政](#) > [施策・計画](#) > [デジタル・スマートシティの推進](#) > [浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例 条文解説](#)

更新日：2025年5月1日

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例 条文解説

[浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例 条文解説 \(PDF: 116KB\)](#)

目的

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もって全ての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

【条文解説】

人口減少・少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題に直面し、まちづくりや都市経営に新たな視点や変革が求められています。一方、コロナを契機として急速にデジタル化が進展しています。新技術や各種データを活用したデジタル化の取組は、従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供等を可能とし、各種の社会課題を解決する可能性を有しています。

浜松市では、令和元（2019）年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、令和2年度には、推進組織として浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを設置、令和3

（2021）年3月には、浜松市デジタル・スマートシティ構想を策定・公表するなど、デジタルを活用し市民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組を行ってきました。

こうした中、国においては令和3（2021）年9月1日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定したデジタル社会形成基本法が施行されるなど、デジタル改革が進められています。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本となる事項を定め、全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定したものです。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

【条文解説】

(1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

本条例では、条例名や第1条等で用いられている「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、先端的な技術やデータを活用しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。

本条例における「情報通信技術を用いた情報の活用」の定義は、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

デジタル社会形成基本法第2条では、「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

情報通信技術を用いた情報の活用とは

情報通信技術を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること

情報通信技術とは

従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術

例：

- 1.官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術
- 2.同法同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術
- 3.同法同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

デジタルを活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体の方々とは連携・協力しながら取り組んでいくものです。そのため、本条例は、広く市と関連がある方を対象とし、市民等を、「浜松市内に居住する個人、市内に滞在する個人、市内を通過する個人及び浜松市区域内外の事業者」と定義しています。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

基本原則

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、全ての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持及び迅速な復旧を可能とする情報システム及び体制の構築に努めること。

ム及び体制の構築に努めること。

【条文解説】

デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。

多様な主体の参加が可能になることで、イノベーション（革新的な技術や新たなサービス・仕組み）の創出を促します。また、様々な情報システムが連携することで、データを流通させて新たな価値を生み出していきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、全ての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。

デジタルの活用は目的ではなく、あらゆる人の社会活動や都市運営を支援する手段・ツールとして活用するものです。そして、デジタルの活用で高齢者、障がい者、外国人、女性をはじめ、全ての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。

デジタル化の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が可能となり、市民・利用者が、それぞれの状況に応じた体験を選択することが可能となってきています。こうしたことを踏まえ、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指します。

国が令和2年（2020）年12月に定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「目指すビジョン」として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すことを掲げています。そして、このような社会を目指すことが「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることにつながると整理しています。また、同基本方針で示されている「基本原則」の一つに「包摂・多様性」があります。これらのことから、第3条第2号の条文においては「多様かつ包摂的な社会の実現に寄与する」と規定し、「多様で包摂的な社会の実現」を目指すことが「誰一人取り残さない社会」の実現につながるものと考えています。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。

情報通信技術を用いた情報の活用に当たっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

(4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。

新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。

(5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持及び迅速な復旧を可能とする情報システム及び体制の構築に努めること。

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じて、最小限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

市の責務

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【条文解説】

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則にのっとり、防災、農林業、エネルギー、教育・子育て、健康・医療・福祉、産業などの分野間の連携やデータの利活用を推進することで、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

また、デジタルを活用したまちづくりは、市民や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことの重要性に基づき、「市民等と協力し、及び連携しながら」デジタルを活用したまちづくりに関する施策を進めていくことを規定しています。

市民等の役割

第5条 市民等は、デジタルを活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【条文解説】

デジタルを活用したまちづくりの推進に当たっては、市と市民の皆様等との連携・協力が必要であると考えています。そのため、「市民等の役割」として、デジタルを活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めることを規定しています。

基本指針等の策定等

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【条文解説】

- ※ 浜松市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和3（2021）年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。本構想を条例で規定する基本指針に位置づけ、デジタルを活用したまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいます。
- ※ 第2項では、基本指針となる浜松市デジタル・スマートシティ構想に基づく計画の策定を規定しています。今後、行政手続きのオンライン化などデジタル・ガバメント（電子行政）分野における計画の策定を予定しています。
- ※ デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や計画を策定し、又は変更したときは、市民や事業者の皆様にご公表します。なお、浜松市デジタル・スマートシティ構想は、浜松市ホームページにて公表しています。

推進体制

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

【条文解説】

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

浜松市は、令和2（2020）年4月に、市長を本部長とする庁内組織として「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」を設置するとともに、官民で連携しながら取組を推進する組織として「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立しました。この2つの組織を条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。

委任

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【条文解説】

本条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、要綱等で別に定めることを規定しています。

このページのよくある質問

現在、情報はありません。

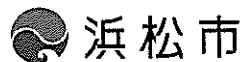
[よくある質問の一覧を見る](#)

お問い合わせ

浜松市役所企画調整部デジタル・スマートシティ推進課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話番号：053-457-2454



浜松市役所

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

デジタル技術で自分らしく。真岡市未来変革デジタル条例

更新日：2023年12月24日
ページID：21365

真岡市未来変革デジタル条例を制定

令和5年12月21日、真岡市未来変革デジタル条例を施行しました。

この条例は、市民と市がそれぞれの役割・責務を果たしながら、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本ルールを定めています。

そして、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができる未来への変革を目指します。



真岡市未来変革デジタル条例の概要

誰一人取り残さないやさしいまちづくりに関する基本原則

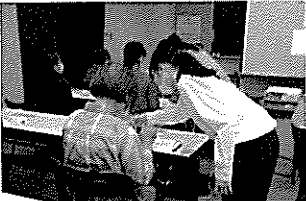
- デジタルは市民の利便性向上を目的としたサービス創造の手段の一つ
- アナログの価値を向上し、全ての市民等がデジタル化の恩恵を享受 など

市の責務

- デジタル技術を活用した優しいまちづくりに関する施策の総合的な推進
- デジタルが苦手な方に対する支援 など

市民の役割

- デジタル技術を活用したやさしいまちづくりの推進に関する理解と関心を深め市と協力する



デジタルが苦手な方向けのスマートフォン教室を実施



手続きはスマートフォンで「手のひらの中の市役所」を実現

真岡市未来変革デジタル条例（全文）

目的

第1条 この条例は、デジタル技術の適正かつ効果的な活用が、市民等の利便性の向上に資するとともに、本市が直面する課題を解決する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さないやさしいまちづくり（以下「デジタル技術を活用したまちづくり」という。）に関する基本原則を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、これを推進することにより、市民一人一人が自分らしく暮らし続けることができる未来への変革に寄与することを目的とします。

用語の定義

第2条 この条例で用いられる次の用語の意味を、以下のように定めます。

- デジタル技術 法第2条に規定する情報通信技術をいいます。
- 市民等 真岡市自治基本条例（平成26年条例第3号）第3条第1号に規定する市民及び同条第2号に規定する事業者をいいます。
- 市 真岡市自治基本条例第3条第3号に規定する市をいいます。

基本原則

第3条 デジタル技術を活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則に基づき推進するものとします。

- デジタル技術を活用することで、これまで困難と思われていた課題であっても解決に導き、さらに人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化することができるという考えの下に、常に新しい可能性を探索し続けること。
- デジタル技術の活用は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性の向上等を目的とした、最適なサービスを創造するための手段の一つであることを意識して、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。
- 全てをデジタルにするのではなく、デジタル技術の活用によりアナログの価値を高め、全ての市民等がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。
- 運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。
- 個人情報保護を確保し、また、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

市の責務

第4条 市は、前条に定める基本原則に基づき、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタル技術を活用したまちづくりに関する施策を総合的に推進するものとします。

2 市は、デジタル技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない市民等への支援のため、及び年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づくデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るため、必要な施策を講じるものとします。

市民等の役割



基本方針の策定

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針を策定するものとします。

2 市長は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとします。

推進体制

第7条 市長は、デジタル化に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため、全庁的かつ横断的な推進体制を整備するものとします。

委任

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

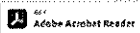
関連リンク

[真岡市未来変革デジタル条例 \(PDFファイル: 134.9KB\)](#)

[【5月15日発表】真岡市未来変革デジタル宣言](#)

この記事に関するお問い合わせ先

総務部 デジタル戦略課 デジタル政策係
〒321-4395
真岡市荒町5191番地 本庁舎3階
電話番号：0285-83-8394
ファックス番号：0285-83-5896
[お問い合わせはこちら](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。



「デジタルで創る持続可能なまちづくり条例」を制定しました

いいね！

シェアする

ポスト！

更新日：2024年04月12日

ページID：8856

条例制定の目的

市では直面する地域課題に対応するため、令和5年3月に策定した「[滑川市DX推進計画](#)」に基づき、

- 1市民のDX（デジタルを活かせる地域社会の実現）
- 2まちづくりのDX（データ・デジタル技術を使ったスマートシティの実現）
- 3市役所のDX（行政の改革）

の3つの重点施策に基づき取組を進めています。これらのデジタル技術の活用によるまちづくりに際し、市議会や市民・事業者の皆さまなどと相互に連携・協力しながら迅速かつ重点的に取り組むことで市民生活・地域競争力の向上を一層推進し持続可能なまちを実現するため、

令和6年3月に「滑川市デジタルで創る持続可能なまちづくり条例」を制定しました。

条例の制定により実現したい未来の姿

幅広い関係者が連携・協力しながらデジタル技術を効果的に活用することで、持続可能なまちづくりを動めます。

条例の制定により実現したい未来の姿

「市内外の幅広いステークホルダーの連携・協力」×「デジタル技術の活用」
⇒ **持続可能なまちづくり**

①市民生活が豊かなまち

若者・女性が活躍できるまち



高齢者がデジタルで便利に暮らせるまち



子供たちの笑顔があふれるまち



②企業が元気なまち

社会の変化に対応し、選ばれる企業が多いまち
(ESG対応企業作り)



③新たな行政サービスを提供し続けるまち

デジタルで安全・安心なまちづくり



条例の概要

条例の基本理念や市の役割、市民・事業者の皆さまなどに努めていただきたい内容は以下のとおりです。条例の詳細な解説については、次の逐条解説をご覧ください。

[滑川市デジタルで創る持続可能なまちづくり条例の解説\(PDFファイル:212.2KB\)](#)

基本理念

デジタル技術の活用によるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進します。

- 誰もがデジタル技術の恩恵を受け、誰一人取り残されることなく社会に参画可能な環境を整備します。
- デジタル技術活用は「目的」ではなく「手段」の一つという認識のもと、常に市民の利便性向上などを意識し、柔軟で継続的な改善に取り組みます。
- 施策の推進にあたっては、運用上・財政上の持続可能性を確保すること。

- 個人情報・個人のプライバシーに配慮するとともに、情報収集・活用の目的などの透明性を確保すること。
- 多様な情報が社会に提供されるとともに、最大限に活用されるよう情報の円滑な流通環境が確保されること。

市長などの役割

- 市議会や市民・事業者の皆さまと連携・協力しながらデジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策を総合的に推進します。
- デジタル技術の活用のための能力や経験が十分でない方の支援や年齢・身体的な条件などの要因に基づくデジタル技術の利用の機会における格差の是正を図るため、必要な施策を行います。

市議会の役割

- 市議会は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関し調査・研究を行うとともに、市長などが推進する施策に対し、助言・提言を行います。
- 市議会の議員は、デジタル技術の活用によるまちづくり施策に対し理解を深めるとともに、調査・研究に努めます。

市民の皆さまなどに努めていただきたい内容

- デジタル技術の活用によるまちづくり施策に対し、理解・関心を深めること。
- デジタル技術に関心を持ち、積極的に活用すること。
- デジタル技術の活用によるまちづくり積極的に参画すること。

事業者の皆さまに努めていただきたい内容

- デジタル技術の活用によるまちづくり施策に対し、理解・関心を深めること。
- 自らが行う事業において、デジタル技術を積極的に導入すること。
- デジタル技術を活用することができる人材を育成すること。
- 市と連携・協力しながら地域へのデジタル技術の導入を促進すること。

パブリックコメントの結果

条例の制定に向けて、市民の皆さまをはじめとして幅広いご意見をいただくパブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見の概要と市の考え方は、次のページをご覧ください。

[パブリックコメント実施結果](#)

この記事に関するお問い合わせ先

DX推進課

〒936-8601
富山県滑川市寺家町104番地
電話番号：076-475-1527
ファクス：076-475-6299

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。